

# 国と自治体、「責任」持ち合う関係を

福田 志乃 地域経営コンサルタント(地域政策プランニング代表)

## —「負担金」論議の盲点を考える—

### 政治や行政、日本社会で見失ってきたもの

これまでの連載で書いてきたように、長野県公事事業評価監視委員会(以下、監視委)における

○七年度の「脱ダム解除」の議論や、○八年度の

天竜川における「権限の分割問題」の議論を経て、筆者が強く思つたことは、「問われるのは、最終権限ではなく最終責任ではないか」ということに尽きる。日本の政治・行政を見ていると、格好よく権限が主張され、法的な権限を持つているものが強く「優位」であるかのような言がなされる。今日の地方分権論でも「権限と予算の移譲」が強調して論じられるし、いろいろな議論の場で「決定権者(=最終権限)は誰か」が問われる。現場の事業遂行の際ですら、「(法的な)権限が無いからやれない」といった消極的な状況にしばしば出合う。いまだに、地域社会においてさえ、強い組合長や町会長の権限の下でしか何も話し合えないところもある。

○七年度の長野県監視委でも、権限という言葉は登場した。「ダム再開を決めた最終権者は誰か」「監視委には、監視する権限がある」「委員長の権限で、『脱ダム解除』の是非の審議を開始せよ」など。

筆者は、自身が座長ゆえ、非難を背に「脱ダム解除」を真剣に考える事態に追い込まれたのだが、その時に「監視委は責任など取れる立場にない。各委員にはこの難しい問題を審議し公開する権限はあっても、決着させる偉い権限など無い」といふこと、さらには「権限とは、裏返せばイコール責任」ということを、つくづく思い知らされた。そして、権限と表裏一体の責任の方を、今の日本社会は見失ってきたのではないかと感じるようになつた。

日本社会では責任を曖昧にしたり、過去の決定事項に過失があつても責任が問われにくかつたりする体質があるといわれる。しかし、権限は多くの人が主張したがる。もし、モノゴトを決定する

権限を持つ者が一番負わされるものは、むしろ「結果(実績)を厳しく問われる責任だ」という自覚ができれば、人はもっと権限を持つことに慎重になるかもしれない。

政治・行政の世界で言えば、「最終権限者」は自身が責任を取る重い立場の人間であること、さらには「自身が立場を退いた後の後世に対しても、責任(=名前と実績)を問われ続ける意識」に立脚しなければならないということ。退いた後の責任意識が欠けているから、日本社会では「(大きな流れに迎合して)施策・事業をそのときどきに打てばよい」的な風潮の中で公的借金が増え続け、国民には意味のない行政間のテリトリ一が存在し続けてしまうのだろう。

### 千人千色の「合意の一点」をどこに落とすか

ここで、地域経営コンサルタントとして、多くの縦割り・横割りを崩してきた「調整屋」の立場から、公共事業の中止あるいは再開に関する責任

の所在について少し触れてみたい。

もめている事業の中止や再開、あるいは事業を進めるまでの責任分担論などは、結局は賛否両論

(多論)の中で「誰か」の判断で一つの結論を導くしかなく、千人千色の意見の「合意の一点」を「どこに落とすか」だと筆者は痛感している。それほど難しい問題なのだが、それゆえに現実より

機上の法を重視したり(法に逃げ込んだり)、情緒や価値観が先立つたり、どうも判断根拠が曖昧だったりする。あげく、「これこそ、多くの人々の合意点」とする決着点に至った判断根拠やプロセスがきちんと説明されないことが多い。

そこで、現在起きている公共事業の中止・再開に関する具体例を挙げながら、責任と合意点について考えてみることにする。

例えば、長野県の「脱ダム」で言うなら、「もしダム事業をすべて中止して、どこかの河川流域で甚大な氾濫被害が起きたら」——もちろん、その責任は「脱ダム」を決めた当時の知事と、知事に答申した当時の監視委にある。一方、ダムが建設されていたからといって「洪水が起らなかつた保証」はない。

反対に、もし「脱ダム解除」にすべてのダム事業の再開の意味があり、膨大な予算を注ぎ込んだことが原因となつて同県がさらなる借金大県に陥つたならば、その責任は再開を決めた当時の知事と、いかなる理由があれ、再開の是非を審議できなかつた当時の監視委(座長の筆者)にあると言

える。しかし将来、相当の財政難に陥つたとしても、その原因が「脱ダム解除」にあるだけではないだろう。

要は、そのくらいモノゴトの是非を決着させることは難しく、どちらの判断が正しいとは誰にも決められないために、「なぜ、そう判断したか(=政策判断)」の説明と、「方が一の時の責任の所在(=判断者の覚悟)」が大切なのだと思う。

それでは、川辺川や大戸川など今日の国土交通省直轄のダム事業を中止し、大きな災害が起きたと仮定した場合はどうだろう。それへの意見は多論だろうが、この場合の責任は直轄という「管理の権限」を持つ国だけではなく、その一端はむしろ県民や流域市町村を代表して「政策の権限」を持つて中止を決めた県や市町村の首長らにもあると考える。

国は「直轄河川だから国に責任があり、いざ被害が出た場合は国の責任とされる」との理由で、ダム事業中止をためらつてはいる。國のためらいは当然で、一部のメディアが言うような「権限の堅持」といった単純なものではないだろう。そして、一方の蒲島郁夫熊本県知事もまた、「県民にとつては球磨川そのものが守るべき財産で、かけがえのない地域の宝。それを守る(選択をした)ため、日本の三急流といわれる球磨川支流の川辺川ダム建設の白紙撤回を表明した」との重いメッセージを出されている。

筆者が思うに、これはメディアで言うような国々の対立的な構図ではなく、治水や安全性という技術的な側面から判断すれば國の主張も正しく、世界に誇れる地域文化や環境、財政といった総合的な判断をすれば(=それこそが筆者が定義する地域政策なのだが)、蒲島知事の選択も正しい。要は、どちらに転がつても大きな課題は付きものだから、そこを「みんなでどう覚悟するか」にはならない。

# 事例から学ぶ 住民訴訟

財團法人大阪府市町村振興協会  
おおさか市町村職員研修研究センター  
マツセオオサカ  
共同研究「訴訟対応研究会」

「住民訴訟」  
決して  
他人事ではない  
現場で頑張る  
自治体職員のための講習会!!  
わかりやすく解説

●A5判・248頁●定価2940円

### 図表4-1 直轄事業の負担金論議に見る「落とし穴」

～国VS県の構図で、全国一律に論じることが危険！～

「負担金を払いたくない理由」の分類		国と自治体の負担金のあり方 (筆者のイメージ)	ケースに左右されない 最小公約数的な条件
ケース I	自治体側が「要らない」とする直轄事業に対し、事業区域に該当するために義務的に負担金が払わされているケース	自治体側の負担金は廃止。整備（事業）費も維持管理費も、すべて国が持つことが適切	<p>財務省から直轄事業に配分される総予算額は変えない！</p> <p>↓</p> <p>国が引き受けた自治体の負担金分については、地域間あるいは事業間の新たな調整が必要</p>
ケース II	事業は自治体にも必要。国際的な資源の価格高騰を受け、事業費が当初予算よりも増加し、負担金に上乗せされるケース	従来の折半に準じた割合で、自治体と国が増加分をシェアするのが基本。ただし、自治体への財政支援措置（増加分は全額、国が持つ場合）も起こり得る	
ケース III	自治体や地域にとっても要望を続けてきた直轄事業であるが、自治体側の財政難から払いたくないとしているケース	財政難を理由に「払いたくない」とする陳情型は、国民的立場で容認できない。受益者負担のルールは「覚悟」を問うモノサシ。地方分権にも矛盾をきたす	

と地域のみんなが一緒になつて、地域で守るべき多くの宝を確認し合い、「それぞれの役割と責任」を分かち合うといった発想である。

具体的には、国の現場事務所はハード面（ダムまたは河川改修）の整備とともに、減災のための情報共有・提供システムや意識啓発システムを流域で構築したり、国土の環境・文化を守り育てる

地域振興事業に参加・協力したりする。一方の流域自治体と住民自らは、平常時の防災対策、災害情報を入手し読み取る知識、災害時の避難に関する知識、コミュニケーション全体で助け合う仕組みづくりといった安全に対する備えに責任を持つて取り組んでおくことだろうか。

現場の事業には、必ず表裏一体の成果と課題が付きもの。その表裏の起こり得る可能性をきちんと説明し、関係者全員が理解し尊重し合った上で、「それそれが責任を持つ関係」を築いていくこと。それこそが、日本社会が目指したい地方分権の姿というのである。

以下、川辺川の現場では、自治体側の「直轄の責任を持つて、科学（技術）的な情報提供と分析をし、限りなく河川整備で行ってほしい」との意向をくんで、国は「国と自治体と地域とが一緒になつて、ダムか河川整備か、治水のあり方を考えていきたい」とした。

これには、財務省が事業予算を凍結した背景もあるだろうが、筆者は客観的に見て、責任論や負担金問題や「過去の痛みうんぬん」の「対立的な

公民連携白書 地域を経営する時代  
2008-2009  
東洋大学大学院政策学研究科 ●B5判・172頁●定価2,415円  
時事通信社

議論」ではなく、「これからを一緒に考える」という「対話的な姿勢」が示されたことは、かなり望ましい一步になつたのではないかと感じている。川辺川や大戸川の現場で、全国に先駆けて、国と自治体と地域の「責任が持ち合える関係づくり」がかなっていくことを願いたい。

### 「負担金」の功罪を明確にした議論を

国VS県の構図で一律に進めることがそぞろ危険

筆者は、読者の中にはご存じの方もいると思うが、かなりの地方分権推進論者である。しかし、最近の地方分権論は、負担金の持ち方や「権限」「税財源」の奪い合いなど、国と自治体間の「対立的な構図」を煽る形になつてきているような気がしてならない。ダム事業に限らず、新幹線や高速道路など多くの国の直轄事業に関して、県知事たちが「負担金を払いたくない」としていることに對し、国交省（大臣）が「国の全部負担を含めて検討する」としたことには、地方分権推進論者として大きな懸念を抱いている。

それは極端な話、地方自治体側が受益者負担の気持ちを忘れてすべてを国の負担などとすれば、全国の自治体や地域で「造つて、造つて！」の大合唱（陳情合戦）を加速させ、国に予算が集中することにもなりかねないと感じるからだ。



順位」を再度考え方し、自治体間の合意によるルール作りが最重要となる。その意味では、国への負担金移譲の論議よりも、県間の調整論議のほうが先決?

◆結局、「総額は増やさない国の一つの財布」から取り合うのだから、やがて、負担金問題は国々ではなく、県々の話に発展することになる。

◆県間の調整は現実的に困難。だから、一律に

国がすべての負担金を持つのではなく、自治体が負担する覚悟があること(従来通り、あるいは将来的に無利子で返還すること)などで、事業の優先権を得るといったルールのほうが現実的。

◆そうなれば、財政の豊かな自治体が有利になる問題も生まれるので、県間に有利・不利が生じない適切な財源配分の見直しが、最重要課題として浮上する(国の交付金や補助金のあり方)。

## 負担金議論の行き詰まり

◆そもそも、財政難で苦しいのは自治体以上に国のはず。国が自治体に「実際には無いお金」を配っているのも不思議であるし、グローバルな社会・経済の急激な変化のたびに、自治体が国に

SOSを出したり、「お金がない」と反発したりする「親と子ども」の関係もおかしい。

◆自治体は、どんなに危機的状況下でも国を批判したり責任を押し付けたりしないこと(国と自治体の「大人同士の関係」)が大切。それには、地域で必要な公共事業については「自治体の意志と責任で、お金の使い道や事業の優先度を柔軟に決定・変更できる」ようにすることが本質。

◆ハード面では、国は国土に関する事業だけを実施。地域で必要な事業は、整備費や維持管理費を考えながら地域で「責任」を持つて実行するのが最善策。ヘタな負担金論議は地方分権を遅らせるだけでなく、前回の記事で書いた「管轄の分割」に見るようなさまざまな問題点を生むことにもある。

◆自治体に自立と責任の意識を。国から自治体への税財源移譲を速やかに進め、自治体や地域に「お金を使い、事業を運営する責任」の意識を強く持たせるほうが王道では。

出口…地方分権で、国と県の事業の執行・負担を明確に分ける

\*

\*

次回の掲載は連休明け(5月11日号)となる。そこでは、公共事業評価監視委員会の役割(分権時代の新しいあり方)についてまとめてみたい。



時事通信社

104-8178 東京都中央区銀座5-15-8

◆お問い合わせはもよりの本・支社・支局へ◆

### ●関東地区

東京 03(5156)8671  
立川 042(525)5022  
横浜 045(681)3026  
川崎 044(244)1300  
厚木 046(229)5387  
湘南 0463(23)5333  
千葉 043(224)2011  
成田 0476(32)5807  
さいたま 048(822)1525  
川越 049(223)0333  
前橋 027(224)6700  
宇都宮 028(622)1731  
足利 0284(21)8250  
水戸 029(221)3907  
土浦 0298(24)2710  
甲府 055(224)3121  
長野 026(232)3230  
松本 0263(33)2077

### ●北海道地区

札幌 011(241)2801  
函館 0138(22)5494  
小樽 0144(32)2877  
室蘭 0143(22)3320  
帯広 0155(23)3820  
釧路 0154(22)5763  
旭川 0166(24)2266

### ●中部地区

名古屋 052(231)2331  
豊橋 0532(55)5711  
岡崎 0564(22)7450  
静岡 054(252)1823  
浜松 053(453)4335  
沼津 055(963)5115  
岐阜 058(262)9749  
津 059(228)2853  
富山 076(432)6754  
金沢 076(221)3171  
福井 0776(57)1640

### ●近畿地区

大阪 06(6231)6341  
堺 0722(32)9752  
京都 075(221)5454  
神戸 078(362)5606  
阪神 06(6413)1091  
姫路 0792(23)3135  
大津 077(522)3915  
奈良 0742(22)4511  
和歌山 073(422)5529

### ●中国地区

広島 082(221)9381  
福山 084(923)2880  
呉 0857(22)2800

### ●四国地区

松山 089(921)6101  
高松 087(821)6111  
徳島 088(622)3166  
高知 088(872)1717

### ●九州地区

福岡 092(741)2536  
久留米 0942(33)5436  
北九州 093(521)4631  
下関 0832(66)2344  
佐賀 0952(26)3434  
長崎 095(822)5680  
熊本 096(325)5300  
大分 097(534)5500  
宮崎 0985(29)9111  
鹿児島 099(226)0565  
那覇 098(867)1211